

栃木県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月25日

栃木県監査委員 板橋 一 好
同 若林 和 雄
同 金井 弘 行
同 石崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成25年度（ただし、給与事務（児童手当を含む。）については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

（県民生活部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
消 防 学 校	平成26年6月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
とちぎ男女共同参画センター	平成26年6月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（環境森林部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
県南環境森林事務所	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山環境管理事務所	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北環境森林事務所	平成26年6月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板森林管理事務所	平成26年6月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県東環境森林事務所	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（保健福祉部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
保健環境センター	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
精神保健福祉センター	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木健康福祉センター	平成26年6月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北健康福祉センター	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板健康福祉センター	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山健康福祉センター	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

（農政部）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
農業環境指導センター	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
農業試験場 （いちご研究所・原種農場）	平成26年6月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

農業大 学 校	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
水産試験場	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
畜産酪農研究センター (芳賀分場)	平成26年6月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
総合教育センター	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
図書館	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利図書館	平成26年5月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの